

令和 7 年度（令和 8 年度実施分）

尼崎市市民提案制度 提案募集要領

確 定 版

1 募集期間及び応募方法等

募集期間	令和 7 年（2025 年） 5 月 1 日（木曜日） から 6 月 3 0 日（月曜日） まで ※必着
提出資料	エントリーシート（様式第 1 号） ※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付のこと
提出先	尼崎市 総合政策局 協働推進課までメール、ファックス、郵送、持参 〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号（北館 4 階） 電 話 06-6489-6153 ファックス 06-6489-6173 メール ama-shiminteian@city.amagasaki.hyogo.jp （本制度専用アドレス）
問 合 せ	制度内容の問い合わせ・提案内容の事前の相談を随時受付けます。 特に <u>本制度に初めてご提案いただく団体におかれては、制度趣旨のご案内や提案内容・応募要件などを確認しますので、事前にご相談いただくことをおすすめします。</u>

2 募集内容（事業の要件）

自由なテーマ・発想で課題解決の手法をご提案ください。手法の実施方法は、①委託事業、②協働事業（協働実施及び補助金等の交付）、③その他連携事業があり、それぞれ要件は次のとおりです。

※提案時に①～③を決める必要はありません。提案内容等に応じて市と協議する中で決定します

共通	☐ 公益的な事業であること（営利を目的とする事業は不可） ☐ 予算の見積もりが適正であること ☐ 本市の総合計画の方向性に沿ったものであること
	☐ <u>市が実施する事業（新規又は既存）を委託化する提案で、市が直接実施するより、サービスの質やコスト面等において付加価値があり、市民にとって有益なもの</u> ☐ 現行と同一の事業内容のまま、単にコストを低減させるものでないこと（複数の事業を単にまとめることによってコスト低減を図るものも不可） ※ 委託事業と合わせて自主事業を行うことを含む提案は可（委託事業の効果を向上させる目的であること、委託事業との収支の別が明確であること） ※ 市と役割分担するなど、協働して委託事業を実施することを含む提案は可
	☐ <u>市と協働で取り組むことで、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業</u> ☐ 協働の役割分担が適切で、市との協働実施により、相乗効果が高まる事業 ☐ 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組である事業
	その他連携事業 委託事業、協働事業に拠れない場合であっても、共催、後援、既存事業等における連携などによって、協働の取組を行うことを目指します。

3 団体の要件

公益的な事業を担う上で十分な実施能力を有すると客観的に判断される団体（原則として、次の全ての項目を満たす団体）

- ☐ 団体としての活動期間が原則として1年以上であること
- ☐ 5人以上の構成員で組織している団体であること
- ☐ 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること
- ☐ 団体の予算、決算について適正な会計処理が行われていること

※次に該当する場合は、提案できません

- 事業
 - ・営利を主たる目的とする事業
 - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ・政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
 - ・施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
 - ・国、地方公共団体（本市を含む）及びそれらの外郭団体から助成等を受けている事業
 - ・法・条例等に違反する事業
 - ・公序良俗に反する事業
 - ・暴力団等の利益になるとき
- 団体
 - ・市が事務局に参加している団体。ただし、外郭団体及び外郭団体に類する団体を除く
 - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者及び候補者になろうとするもの若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ・尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当する団体
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

4 経費の考え方

委託事業	・市が委託料を支払う ・既存事業への提案は募集年度の当初予算における事業費（人件費を含む）※を目安とすること。ただし、新規事業及び予算の増額を伴う提案も可とする。 ※提案の時点では、令和6年度の「事務事業シート」を参考としてください。 事務事業シートは、市ホームページあるいは協働推進課でご覧いただけます。
協働事業	・市が補助金を支払う ・別表に定める対象経費について、1事業あたり概ね30万円以内
その他	・連携手法や実施内容等に応じて別途協議

(別表)

科目	対象となる経費 (いずれも事業実施に係るもののみ)	原則対象とならない経費
報 償 費	講師謝礼等	別途委託料等を支払う相手への二重払いとなりうる謝礼等
交 通 費	講師、ボランティア等の交通費	団体構成員の定期券代等
消 耗 品 費	事務用品等	参加者への景品、記念品等
印 刷 費	チラシ、ポスター等の印刷費	団体の会報等の印刷費
通信運搬費	チラシ、ポスター等の送料等	電話料、会報等の送料
保 険 料	ボランティア保険料等	
委 託 料	会場等の設営等の委託費用	
使 用 料	会場使用料、機材レンタル料等	視察や研修のみのバス借上料等
食 糧 費	講師の飲食費等（右記の場合を除く）	懇親会や慰労会等での飲食費、手土産等
備品購入費	備品購入費（補助額の2割以内）	個人所得となる備品の購入、修繕費用等
人 件 費	団体構成員の人件費（補助額の2割以内）	
賃 金	アルバイト等への賃金	
そ の 他		支出の根拠が確認できないもの 団体の事務所等の家賃、光熱水費等 特定の団体に所属するための会費等 施設整備費 慶弔費、見舞金等 財産の取得等に係る経費

※人件費は「時間当たりの任意の額（最低賃金以上で一般に許容される程度の額）×時間数」で算出する

5 提案内容を検討する上で参考となる資料

(1) 市の既存事業

市の既存事業については、「事務事業シート」をご参照ください。

事務事業シートは、市のホームページからご覧いただけます。

(2) 市が設定する提案テーマ

次の項目は、本制度の募集を行うにあたり、庁内各局のアイデアを基に定めた提案テーマの一覧です。詳細については、制度所管課にお問い合わせください。

タイトルに【新】とあるのは、令和7年度から新たに設定したテーマです。

No. 1 市民等の「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナー意識の向上を図る取組	
募集内容	ファミリー世帯の主な転出要因となっている「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナーについて、市民等の意識向上につながる新たな取組のアイデアを募集します。
募集理由	マナー向上については、個々のモラルに基づくものであり、一朝一夕に改善することは困難であることから、マナーに対する意識が少しずつ変容し、市民の生活に根付く取組を行う必要があります。
ポイント	ポスターの掲示など既存の周知啓発・PR手法とは異なる、効果的に市民生活に浸透させていくような、柔軟な発想を生かした提案を期待します。
所管課	危機管理安全局 マナー向上推進担当

No. 2 市民提案を促す取組	
募集内容	尼崎市市民提案制度をはじめとする、本市の民間提案制度への提案提出を促進する手法の提案を募集します。
募集理由	より良いまちづくりを進める上では、各種の課題解決に向けた民間のアイデアや、行政と民間が協働した取組が必要です。
ポイント	市が考える課題や現状、事業構築のスキルに関するものなど、学びの要素が詰まった提案を期待します。
所管課	総合政策局 協働推進課

No. 3 新しい南の口公園における協働型公園の実現に向けた運営アイデア【新】	
募集内容	新たに設置される南の口公園（所在地：大島 3 丁目 9 番 大庄西中学校跡地）における協働型公園の実現に向けて、自由度の高い公園にできるよう周辺住民や利用者と合意形成を図りながら利用に関するルール設定や運営をしていただける担い手の発掘や公園の活性化に繋がるアイデアを募集します。
募集理由	協働型公園では、市民活動団体等が自らのアイデアやニーズを反映させながら、公園の利用や改善に関与することが重要です。協働型公園の実現に向け、地域住民等の意向に寄り添った提案を行い、行政と協力して地域の課題解決につなげていくプロジェクトであることから、提案者の創造性や専門性等を活かし、地域社会のニーズに応じた事業を展開したい考えです。
ポイント	新規の予算要求を前提としており、事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	総合政策局 大庄地域課 都市整備局 公園維持課、公園計画・21 世紀の森担当

No. 4 立花地区における既存コミュニティの活性化につながる取組【新】	
募集内容	立花地区における既存コミュニティの活性化につながる提案を募集します。
募集理由	現在、立花地区には従来からの住民に加え、他の地域からの転居者や外国人など、様々な住民が暮らしています。時代とともに地域に住む人が変わり地域課題も多様化する中で、地域の住民同士の助け合い・支えあいを基盤として、安全で安心して暮らせる地域としていくためには、日頃から地域に住む住民どうしの顔の見える関係性が一層重要になると考えています。
ポイント	将来的な地域の状況をふまえた提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

No. 5 立花地区における青少年の居場所づくり	
募集内容	立花地区における青少年の居場所づくりの提案を募集します。
募集理由	立花地区では、旧青少年センターの移転後、家でも学校でもない青少年の「第三の居場所」を開設しています。今後、より多くの方々とともに連携して取り組むことで、地域全体で青少年の成長を支えていきたい考えです。
ポイント	青少年の支援に関する豊富な経験やノウハウを生かした提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

No. 6 立花地区におけるプラットフォームづくり	
募集内容	立花地区で、多様な方々が交流し、互いを知り、地域の課題解決や魅力向上の取組が生まれるようなプラットフォームを、ともにより良いものにする提案を募集します。
募集理由	立花地区では、令和2年11月から「立花かいわい会」というプラットフォームを月1回設けています。地域の活性化や地域課題の解決を目指すには、地域住民が主体性を持って立花かいわい会に参加し、自ら意見やアイデア持ち寄り住民同士が共に考え行動をしていく事が必要と考えます。
ポイント	多様な方々が互いを尊重し合い、気軽に集まりたくなるような、また、参加者の主体性が生まれるような工夫のある場づくりに関する提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

No. 7 立花南生涯学習プラザでのエディブルプラザプロジェクト	
募集内容	野菜等の食用可能な植物の育成や収穫を通じた地域のつながりづくり（エディブルプラザプロジェクト）の充実を図る提案を募集します。
募集理由	立花南生涯学習プラザの敷地内では、地域住民とともに食用可能な花やハーブ、野菜などの植物を育て、収穫する活動を行っています。将来的には市民が主体的に行う活動にしたいと考えますが、植え替えや収穫の際に地域住民等の参加を募っても、活動が根付かず協力者が少ない状況であり、より魅力的な内容の構築やPRが必要と考えています。
ポイント	植物の成長が気になり自然に生涯学習プラザに足が向くような仕掛けづくりや、「みんなが育てた」という実感がわくといった、より魅力的な内容や協力者の募集を図る提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

No. 8 武庫地区における地域清掃活動が活気づくような取組	
募集内容	ごみのポイ捨て防止等について、現在啓発活動を行う市民や団体をつなぐとともに、現在の活動がさらに盛んになるような提案を募集します。
募集理由	武庫地区ではごみのポイ捨て等に関する相談が多く、個々に啓発活動を行う方々がいますが、活動内容が定着化しつつあるため、清掃活動がより活気づき、さらに盛り上がるような働きかけを行っているところであり、より効果的な実施に向けて提案を募りたい考えです。
ポイント	清掃活動は比較的容易に参加できる地域活動ですが、この活動への参加をきっかけに、新たな地域活動への参加のステップにつながるような提案を期待します。
所管課	総合政策局 武庫地域課

No. 9 「公共施設マネジメント」の認知度向上策	
募 集 内 容	「公共施設マネジメント（公共施設の保有量削減や長寿命化の取組など）」について、認知度の向上及び理解を深めるための手法の提案を募集します。
募 集 理 由	この取組を円滑に進めるため、市民とのタウンミーティングやパネル展示の開催等を重ねるなど様々な手法を行っていますが、認知度は12%にとどまっています。（R3 アンケート）
ポ イ ン ト	幅広い年齢層に対し、本市の公共施設に係る課題や公共施設マネジメントに取組む意義を共有できるような取組についての提案を期待します。
所 管 課	資産統括局 公共施設戦略課

No. 10 事前登録型本人通知制度の登録促進につながる広報等の提案	
募 集 内 容	「事前登録型本人通知制度」についての、情報発信などの登録（活用）促進につながる提案を募集します。
募 集 理 由	この制度は、第三者に住民票等を交付した場合に、登録者に通知するもので、個人情報保護や不正取得・不正使用の防止を目的としています。より一層、個人情報保護等を図るため、登録者の増加を図る必要があります。
ポ イ ン ト	市報やホームページなど、従来の手法にとらわれない民間ならではの提案を期待します。
所 管 課	総務局 市民課、窓口サービス推進担当

No. 11 来庁不要な行政手続の利用促進につながる広報等の提案	
募 集 内 容	各種証明書の取得等、来庁不要な手続きの利用促進につながる情報発信の手法の提案を募集します。
募 集 理 由	住民票の写しなどは、郵送やコンビニエンスストア、尼崎市オンライン申請ポータルサイトでの取得が可能であり、また、令和5年2月6日からは引越しワンストップサービスも開始し、転出時の来庁が不要となりましたが、それが十分に浸透していません。 マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、カードを持つ方などを対象に、来庁不要な手続きの利用を促進する必要があると考えています。
ポ イ ン ト	市報やホームページなど、従来の手法にとらわれない民間ならではの提案を期待します。
所 管 課	総務局 市民課、窓口サービス推進担当

No. 12	つながり支援プロジェクトにおける受入先の開拓とネットワーク化による社会参加に向けた支援の取組
募 集 内 容	既存の制度や地域資源を利用することが困難な対象者の特性を理解した受入先（事業所や地域団体等）の開拓や受入先との受入調整、受入団体のネットワークづくり等による活動メニューの創出等、社会参加に向けた支援の提案を募集します。
募 集 理 由	個別性の高い支援ニーズを抱えて既存の制度や地域資源を利用することが困難な対象者の社会参加に向け、そうした方の居場所や活動機会が必要とされています。
ポ イ ン ト	・行政のルールにとらわれず、柔軟な手法や独自のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。 ・単一団体だけでなく複数の団体による協働提案も可とします。
所 管 課	福祉局 重層的支援推進担当

No. 13	子どもの育ち支援センター「いくしあ」の支援情報を、市民等に周知啓発する取組
募 集 内 容	「いくしあ」で行う各種支援事業等の情報を、必要な方に、適切なタイミングでホームページ等を用いて効果的に発信する取組や広報に係る提案を募集します。
募 集 理 由	各種支援事業の情報は、市報等や関係機関への周知によって行っていますが、支援を求めている方や関係機関とのつながりがない方に、必要なタイミングで知ってもらうことの難しさを感じており、より効果的な周知啓発の実施が必要です。 特に周知啓発したい事項は次のとおり ・「いくしあ」そのもの ・総合相談（教育相談含む）ダイヤルの周知及び1階サロンの利用 ・ひきこもり青少年への専用相談ダイヤル ・児童虐待防止に関して ・施設支援事業、子育て応援講座等の発達相談支援に関して ・不登校施策（ほっとすてっぷ、サテライト、フリースクール）に関して
ポ イ ン ト	民間の自由な発想やアピール力、ネットワーク等を活用した提案を期待します。
所 管 課	こども青少年局 こども相談支援担当

No. 14 朝の送り出しに課題を抱えた家庭に対する登校・登園支援の提案【新】	
募 集 内 容	小学校や保育所等への朝の送り出しに課題を抱えた家庭に対する支援取組みの提案を募集します。
募 集 理 由	朝、小学校や保育所へ行きたくてもなかなか家を出られない等、毎日の登校・登園に課題を抱えている子どもや保護者の方がいます。 登校・登園がしやすいよう、そのような子どもや保護者の方への声かけや、地域で登校・登園を見守る仕組みづくりが必要と考えています。
ポ イ ン ト	登校・登園支援については、行政サービスで対応しきれない部分も多く、地域のノウハウや支えが必要と感じています。柔軟な発想での提案を期待します。
所 管 課	こども青少年局 北部・南部こども家庭支援担当

No. 15 児童福祉司等専門職採用につながる効果的な PR【新】	
募 集 内 容	いくしあ・児童相談所に配置する専門職の採用につながる効果的な広報活動等の提案を募集します。
募 集 理 由	令和 8 年度の児童相談所開設に向け、安定的に人材を確保し、専門職として本来の能力を十分に発揮できる環境を作ることが重要です。尼崎市の魅力を発信するとともに、いくしあ・児童相談所で働くことに興味をもってもらうことが、安定的な人材確保につながると考えています。
ポ イ ン ト	いくしあ・児童相談所業務への正しい理解と魅力を発信する広報活動等について、福祉関係等に興味を持つ方からの採用試験への応募につながるような、民間ならではの新しい発想の提案を期待します。
所 管 課	こども青少年局 児童相談所設置準備担当

No. 16 保育施設や保育士の仕事の魅力発信	
募 集 内 容	尼崎市内の保育施設、また保育の仕事の魅力を収集し、様々なツールを活用して、市内外に広く情報発信するなどの取組の提案を募集します。
募 集 理 由	現在、不適切保育等の就学前保育施設のネガティブなニュースや少子化の影響と相まって保育士養成校を志望する学生自体が減少している状況にあります。 現在、専用ホームページを通じて各保育施設が PR を行っている中、第三者的な視点から保育施設や保育士の仕事の魅力を発信し、特に高校生世代から保育職場の魅力を知ってもらうことや、現在保育職場を離れている人にも再認識されることが必要と考えています。
ポ イ ン ト	新規の予算要求を前提としており、事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。また、取材等に当たっては、各保育施設と事前打ち合わせの上、個人情報や肖像権等に留意する必要があります。
所 管 課	こども青少年局 保育運営課

No. 17 公共施設跡地・未利用地利活用	
募 集 内 容	公共施設等の跡地や事業予定地のうち、一時的に未利用となっているものの暫定利用に関する提案を募集します。
募 集 理 由	諸般の事情により未利用となっている市有地があり、市場価値や地域需要等を踏まえた利活用により、機会損失を防ぎ、今後の土地利用の参考としたいと考えています。 対象となるのは、別表のとおりです。 ・いずれも、利用期間中、敷地内の除草等の維持管理が必要です。 ・並行して公募貸付けによる募集を行うため、公募貸付による年間最低貸付料同等の歳入が得られる提案とします。なお、貸付先が決定次第、本制度での募集も終了します。
ポ イ ン ト	事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所 管 課	都市整備局 まちづくり戦略推進担当

【No. 17 別表】

所在地	地目	地積(㎡)	留意事項
食満 1 丁目 74	宅地	94.37	
食満 1 丁目 75	宅地	879.09	
南塚口町 3 丁目 699-1	田	5.83	敷地内の一部に埋設管があり、掘削等の行為に制限がある
南塚口町 3 丁目 699-3	田	771	
西御園町 125-3	宅地	138.52	本物件に面している道路は車止めにより、車両の侵入ができない
寺町 24、24-6	宅地	44.64	
田能 5 丁目 714-7 の一部	雑種地	474.2	
田能 5 丁目 714-31	雑種地	114.00	
田能 5 丁目 725-8	山林	0.47	
大庄西町 2 丁目 605	宅地	773.87	旧武庫川住宅跡地
南塚口町 5 丁目 72-4	田	59.11	
猪名寺 2 丁目 26-14	宅地	250.38	
猪名寺 2 丁目 26-30	宅地	874.71	
猪名寺 2 丁目 26-31	宅地	275.79	
猪名寺 2 丁目 26-32	宅地	36.77	
猪名寺 2 丁目 26-33	宅地	0.43	

No. 18 みんなで支える公共交通の利用促進のアイデア	
募 集 内 容	公共交通の一つであるバス交通を末永く維持するために、新たな視点や自由な発想による情報発信やイベントの実施、その他路線バスの利用促進につながる効果的なアイデアの提案を募集します。
募 集 理 由	限られた財源の中でバス交通を維持していくためには、多くの方に路線バスをご利用いただき、「みんなで支える」ことが重要です。バス事業者や市も、これまで様々な手法で利用促進に取り組んでいますが、目に見えてわかる利用者の増加にはつながっていません。継続的なバスの利用及びバス交通の維持につなげるためにも、バスを身近に感じ、みんなで支える意識を醸成することが必要であると考えています。
ポ イ ン ト	・身近に感じ、みんなで支える意識の醸成に寄与する市民参加型のアイデアを期待します。 ・情報発信については、市の広報ツールを使用するなどの共同発信の提案も可能です。（内容によっては調整が必要となる場合もあります。）
所 管 課	都市整備局 交通戦略推進担当

No. 19 企業送迎バスの有効活用につながる取組	
募 集 内 容	相乗りや共同運行など、既存及びこれから導入予定の自社の資源（送迎バス）を他者と共有し、有効活用を図るアイデアを募集します。
募 集 理 由	市民等の移動を支えるためには、公共交通に留まらず、地域の輸送資源を総動員した持続可能な仕組みの構築が求められることから、企業等が運行する送迎バスの活用も視野に入れた交通サービスの構築を検討したいと考えています。
ポ イ ン ト	・現在市内で送迎バスを運行している、又は導入予定のある企業等からの提案を求めます。 ・市全体だけではなく、一部の地域を対象とするアイデアも期待します。 ・相乗り相手の募集など、実施に向けては市と一緒に調整します。 ・アイデアの実現に向けて希望や条件等がある場合は、その内容も提示してください。
所 管 課	都市整備局 交通戦略推進担当 経済環境局 産業政策課

No. 20 「ちょっといいな」があふれるまちの景観の魅力発信の取組	
募 集 内 容	市民・事業者の方々が考える、お気に入りのまちの景観（風景・景色）に関する情報（写真、絵、歴史エピソード、豆知識など）を収集し、様々なツールを活用して市内外に広く情報発信するなどの取組の提案を募集します。
募 集 理 由	現在、本市の景観の魅力を伝える取組として、5年に1回、景観に寄与する優れた建築物や活動等の表彰を行い、その魅力をパンフレットや市ホームページ、YouTubeで情報発信を行っていますが、今後、より多くの方々に、様々なまちの景観の魅力を伝えていきたいと考えています。
ポ イ ン ト	・情報収集及び発信する内容は、地域の魅力的な風景・景色や景観に関する個人レベルで行う取組事例等です。 ・情報発信の手法については、市の広報ツールを使用するなどの共同発信の提案も可能です。（内容により調整必要な場合あり）
所 管 課	都市整備局 開発指導課

No. 21 住宅の耐震化促進につながる取組	
募 集 内 容	住宅の耐震性の重要性が広く知られ、耐震性の向上につながるための取組の提案を募集します。
募 集 理 由	本市では、昭和56年5月以前の住宅について簡易耐震診断を実施しています。現状、申請数が伸び悩んでいます、命にかかわるものであり、耐震性向上の重要性を広く知ってほしい考えです。 申請のある住宅にお住まいの方は高齢者が多く、インターネットの利用に馴染みのない傾向にあります。一方で、若年層に対する有効な意識醸成も必要と考えています。
ポ イ ン ト	若年層から高齢者まで、幅広く市民に対して重要性が伝わる啓発方法の提案を期待します。
所 管 課	都市整備局 建築指導課

No. 22 ほこみち制度の活用に向けた取組	
募 集 内 容	まちの賑わいづくりに道路を使ってみませんか？ 尼崎市が管理する道路を使った制度（ほこみち制度）の活用方法の提案を募集します。
募 集 理 由	令和２年度に創設された新たな制度（ほこみち制度）については、尼崎市ではまだ活用事例がなく、この制度を用いて道路を活用し官民連携のまちづくりの可能性を広げたいと考えています。
ポ イ ン ト	次の事項に留意してください。 ・実施できる期間：市民提案制度による実施期間は最大３年間とし、以降ほこみち制度に移行し５年毎に更新可能です。 ・実施できる場所：尼崎市道（歩道幅員の確保等の制限があるため要相談） ・費用①道路占用料：開始３年間は無料、以降月額約５４円/㎡（令和６年時点） ②道路使用許可手数料：２,０００円（令和６年時点。詳細については管轄警察署まで） ・実施場所周辺の清掃や除草など行ってください。 ※制度の詳しい内容や条件につきましては、下記の国交省ホームページをご確認ください。（「国土交通省 ほこみち」とご検索ください。） https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html
所 管 課	都市整備局 道路課

No. 23 公園における「犬の遊び場（ドッグラン）」の取組	
募 集 内 容	公園で「犬の遊び場」として、ドッグランを行う提案を募集します。
募 集 理 由	飼い犬が楽しく走り回れる「犬の遊び場（ドッグラン）」を通じた、公園の新たな利用方法を考えています。
ポ イ ン ト	犬好きな方々の自由な発想で、犬や飼い主だけでなく、公園利用者も楽しめるようなアイデアを期待します。なお、次の事項に留意してください。 ・使用する公園（場所）を含めて提案してください。 ・常設ではなく、単発のイベントを前提とした提案としてください。 ・市の財政的な負担は行いません。 ・地元や他の公園利用者への周知なども含め、実施に当たっての全ての管理運営を担う提案としてください。 ・公園利用者には犬が苦手な方もいらっしゃるなど、公園を利用する全ての方への配慮を含めた提案としてください。
所 管 課	都市整備局 公園維持課

No. 24 まちづくり計画と市民生活や事業活動とのつながりの PR	
募 集 内 容	下記に示す尼崎市の将来を見据えたまちづくりの方向性を示す次の3つのまちづくり計画の内容について、市民や事業者の皆様にも効果的に PR する手法の提案を募集します。 1 尼崎市都市計画マスタープラン 2 尼崎市みどりのまちづくり計画 3 尼崎市総合交通計画
募 集 理 由	まちづくり計画は市民生活や事業活動と密接に関わっているものの、計画の存在や内容が、市民や事業者の皆様にもあまり知られていないのが現状です。一方で市の道路や公園などの施設整備をはじめ、事業や施策の多くはこうした計画に基づいて進められています。 計画と生活のつながりを広く知っていただくことで、これまで以上に市の事業等に興味を持っていただき、多様なご意見をいただくことができるとともに、計画に基づいて市民、事業者、行政が連携し、より快適で生活しやすいまちになることを目指しています。
ポ イ ン ト	本市では地域の皆様の集まりやイベントの機会にまちづくり計画を紹介したり、企業や学校等への出前講座を行うなど、計画と生活のつながりを PR していきませんが、一人でも多くの市民や事業者の皆様にも知っていただけるよう、より一層の PR に力を貸していただきたいと考えていますので、行政にはない自由な発想、独自のノウハウやネットワークによる魅力的な提案を期待します。
所 管 課	都市整備局 都市計画課 公園計画・21 世紀の森担当 交通戦略推進担当

No. 25 消防団への入団につながる取り組み【新】	
募 集 内 容	消防団員が減少傾向にあるため、消防団員の魅力を発信し、入団促進につなげるためのアイデアを募集します。
募 集 理 由	現在、地域に密着した入団促進活動を実施するとともに、SNS（Instagram、YouTube）による広報ツールにより魅力ある消防団活動を発信しています。 広報を見て消防団に入団したという団員も増え、今の取組に手ごたえを感じる一方で高齢化により退団する団員も多く、団員数は横ばいとなっている状況です。 消防団への入団を促進するため、さらに魅力的な PR を展開したいと考えています。
ポ イ ン ト	・行政のルールにとらわれず、柔軟な手法や独自のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。 ・事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所 管 課	消防局 企画管理課

No. 26 救急車の適正利用の促進	
募集内容	救急車適正利用及び民間搬送業務のPR手法の提案
募集理由	救急需要が年々増加傾向にある中、緊急を要さない救急要請も見受けられるため、救急車の適正な利用や、患者搬送事業者、介護タクシーなどの民間事業者による搬送業務を広くPRすることが必要と考えています。
所管課	消防局 救急課

No. 27 マンホールトイレ設営手順等の習得に向けた効果的な取組	
募集内容	地域住民がマンホールトイレの設営手順等を習得するために、効果的な提案や取組を募集します。
募集理由	災害時に避難所である学校のトイレが使用できなくなった場合に備え、体育館付近にマンホールトイレの整備を進めています。 被災時には地域住民が主体となって設営等を行えるようになると、早期にトイレ機能の確保ができ、避難所の良好な衛生環境を保つことが可能となります。 しかし、地域によっては高齢化が進み、担い手が不足していたり、訓練を重ねることも難しい場合があったりと、手順の習得までには色々な課題があります。
ポイント	提案については、民間のノウハウや地域住民との独自の繋がりを活かした提案に期待します。市域全体に関わるもの、もしくは地域を限定するものであっても、どちらでも可能です。
所管課	公営企業局 下水道建設課

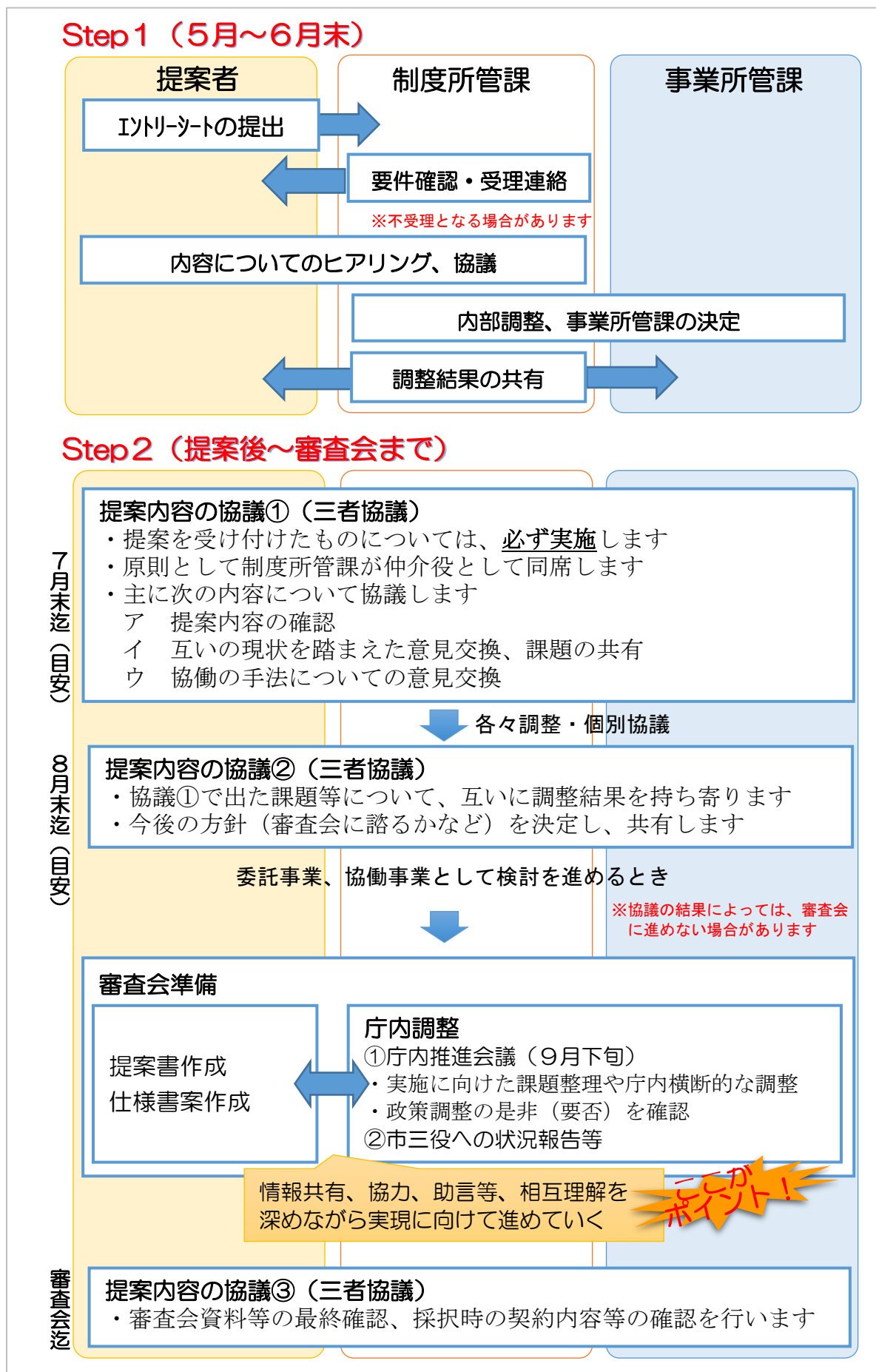
No. 28 学校開放運営事業への提案（既存事業のより良い委託化の提案）	
募集内容	学校開放事業について、新たな手法の提案を募集します。
募集理由	現状の管理業務の質を低下させることなく、委託料等の経費が大幅に削減できる管理・運営手法が必要であると考えています。
ポイント	令和7年度予算（参考） 事業費 79,394 千円（委託料）
所管課	教育委員会事務局 スポーツ推進課

No. 29 図書館の来館を促す行事等	
募 集 内 容	図書館に来たことがない人も来館したくなるような魅力的な行事（事業）の提案を募集します。
募 集 理 由	当館では「図書館基本的運営方針」に基づく図書館運営を行っていますが、現状として、本市の図書館は他都市と比較し、市民1人あたりの利用者数・貸出冊数が低水準にあります。 このような現状を改善するため、来館促進及び貸出促進を図る取組が必要と考えています。
ポ イ ン ト	民間のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。なお、取組は図書館での実施を想定しています。
所 管 課	教育委員会事務局 中央図書館

No. 30 歴史博物館の魅力ある情報発信の提案	
募 集 内 容	歴史博物館の事業について、市民目線での魅力的かつ効果的な PR 手法の提案を募集します。
募 集 理 由	歴史博物館では尼崎にまつわる様々な歴史の展示を行っているほか、各種の講座やボランティア活動、地域資料を活用したレファレンス・サービスなど多岐にわたる事業を展開しています。こうした歴史博物館の活動をより広く PR するために従来の情報発信をみなおし、利用者増につなげたいと考えています。
所 管 課	教育委員会事務局 歴史博物館

参考 1 提案後の流れ① 協議

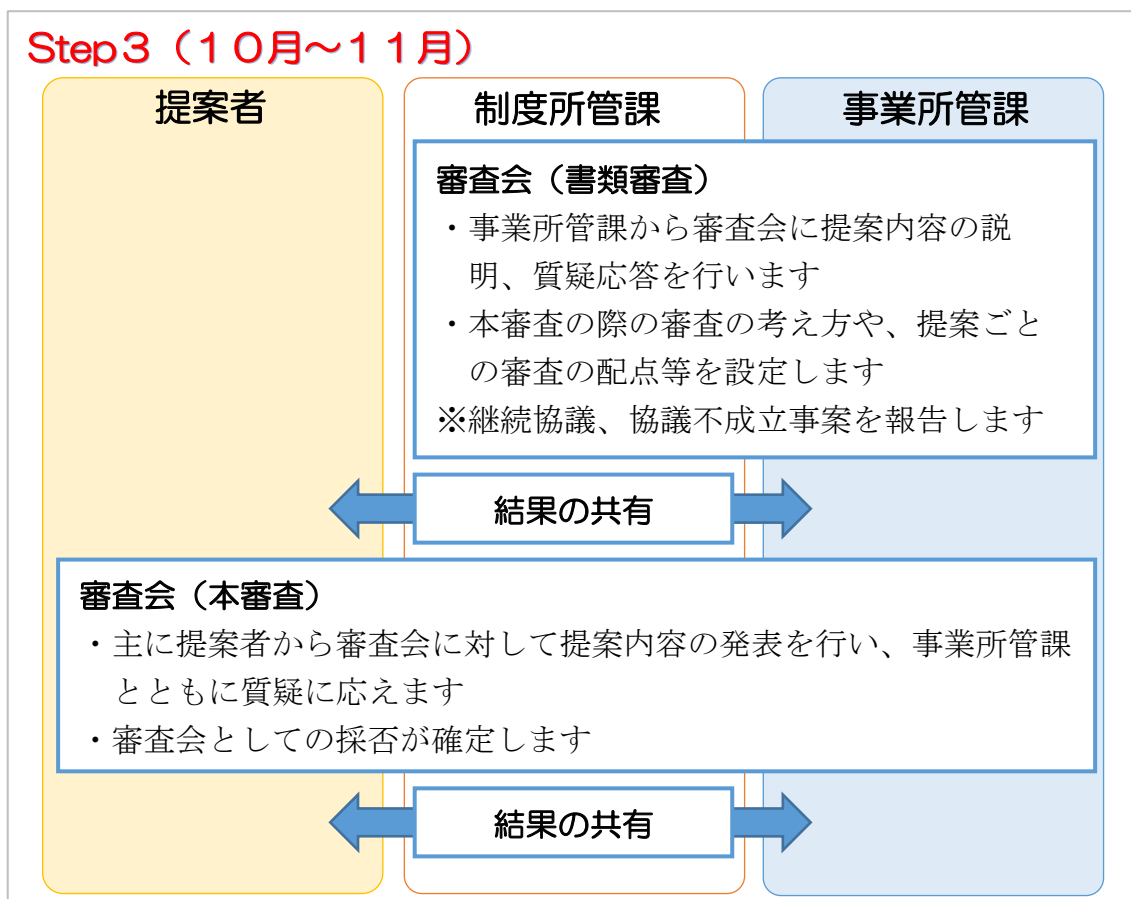
提案の提出から協議までは、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



💡 Step 1 の期間外も提案の問合せはお受けしています

参考2 提案後の流れ② 審査

審査は、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



審査項目は次のとおりです

共通審査項目
市民ニーズや課題の把握、目標設定が的確であること
課題及び目標に対する手法が的確であること
提案事業の実施により、サービスを受ける市民等のシチズンシップの向上や、提案者の公共的分野を担う力の向上につながる
事業計画及び収支計画が適正かつ実現可能であること
提案者に事業実施能力が認められること
継続性や発展性、他の事業との連携が期待できること
委託事業
独自のノウハウや強みが活かされており、市が直接実施するよりも、①質の高いサービスが期待できること、また、②効率的で経費の削減につながる
市民の社会活動や起業、雇用創出等、地域経済の活性化が期待できること
協働事業
先駆性、新規性が認められ、モデル事業となり得ること
公益性が認められ、また、公平性が確保されていること
市と協働することにより、効果的な課題解決など、相乗効果を期待できること

※各項目は、細分化されることがあります。配点は、各項目の基準点に加え、提案内容に応じた追加配点項目（書類審査時に決定）から成ります。

参考3 提案後の流れ③ 採択後の流れ

採択後の流れは次のとおりです。（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）

講習会の受講

- ・提案を行った年度内に、事業内容や官民の協働、持続可能な団体運営等について、外部講師による講習を行います

契約等の締結、経費の支払い等

- ・委託事業、協働事業における契約形態等は下表のとおりです
- ・契約等の締結時に、事業完了後に行う振り返りの際の評価項目等についても協議し、あらかじめ決定しておきます

	委託事業	協働事業
契約等の形態	委託契約または協働契約・委託型	協働契約・補助金型または協働契約・負担金型
契約等の期間	単年度	単年度
更 新	原則最大3年間随意契約可 ※評価結果によってはこの限りではありません	3年間を限度に実施年度末に審査会で継続可否を審査
経費の支払い	契約内容による	請求後15日以内に概算払い
3年後の取り扱い	本制度による再提案不可 ⇒プロポーザル等により引き続き委託化することや、市が再び直接実施することなどが考えられます	本制度による再提案不可 ⇒取組結果や市の状況等を踏まえて、事業所管課にて予算化を行うことや、予算化には至らないものの、引き続き連携等を行うなどが考えられます

※協働契約については、次項をご参照ください

協働事業の実施内容を変更するとき

事業内容を変更する場合には事業所管課への申請が必要です。

実施結果の報告、振り返りについて

事業終了後は、実施結果報告書を協働で作成します。なお、協働事業については別途、審査会での振り返りの機会を設けます。（事業実施年度の2～3月頃）

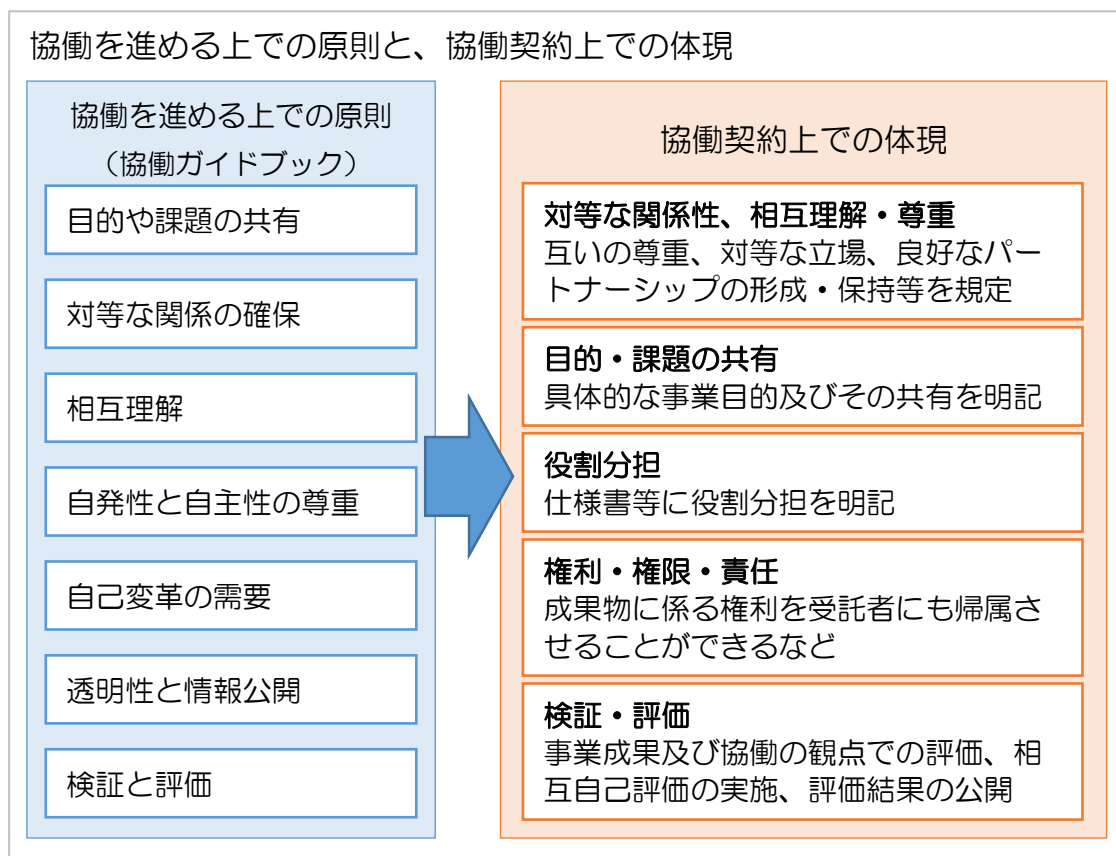
協働事業の経費の精算について

実施結果報告書を提出後、市が補助金等の額を確定します。確定額が交付済みの額より少ない場合（補助金等が余る場合）には、精算（補助金等の返還）が必要です。

参考4 協働契約について

協働の取組の実施段階において、良好なパートナーシップを築き、協働の相乗効果を一層高めていくためには、互いのルール等の相互理解や、対等な関係性の確保などが重要です。

「協働契約」は、相互理解や対等な関係性、役割分担等の「協働を進める上での原則」を契約上に盛り込むことで、互いに協働しやすい環境をつくっていくためのものです。



協働契約の種類

協働契約には、「委託型」「補助金型」「負担金型」の種類があります。

協働契約の類型	運用方法
協働契約・委託型	〇〇業務の委託に係る協働契約書（委託型） 〇〇業務委託契約書 ＋ 〇〇業務の協働実施に係る協定書（又は覚書等）
協働契約・補助金型	〇〇補助金交付決定通知 ＋ 〇〇事業の実施に係る協働契約書（補助金型）
協働契約・負担金型	〇〇負担金交付決定通知 ＋ 〇〇事業の実施に係る協働契約書（負担金型）

協働契約を活用する場面

協働契約は、特に次のような場面で効果的です。

役割分担するなど、協働して事業等を行うことが効果的なとき
行政の強みや資源を活用しながら実施することで事業効果が向上するとき
取組の詳細を互いに協議しながら決定する必要があるとき
協議によって様々なことを決定するため、仕様書等で達成目標や実施内容の大枠を定め、手段の詳細を実施前や実施中に検討するような、即応性、柔軟性のある事業実施が可能
団体等の自発的な取組や、新たな公共の担い手の増加を促進するとき
成果物等の権利を市と団体等の双方に帰属させることで、団体等の実績や経験を事業展開に活用でき、民間レベルでの自発的な取組の促進や、新たな公共の担い手の増加につながる

協働契約の具体的な内容

協働契約の特徴的な内容は次のとおりです。

対等な関係性・相互理解・尊重
「お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携する」
「対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とし、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、良好なパートナーシップの形成及び保持に努める」
目的及び課題の共有
「甲と乙は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇という事業目的を共有する」
役割分担 ※「決まった役割だけを行えばよい」でなく、互いに状況に気を配り、補い、助言し合う趣旨のもの
「それぞれ役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行う」
「事業実施途中に新たに役割が生じた場合は、協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して行う」
「役割は、互いにその必要性を共有し、適宜その内容及び実施状況について互いに確認し、必要に応じて補い合い、質の高い成果を得られるよう努める」
権利・権限（任意項目）
「事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果品及び著作権、特許権等の権利については」両者に帰属することを原則とする
検証・評価
「相互理解の促進及び事業目標の達成度等について、事業評価を行うこととする」（相互自己評価の実施、評価指標の協議による決定）

提案者の皆様並びに市職員へ ～協議を行うに当たっての注意事項～

本制度において提案者と市とが対等な関係で協議を行い、互いに Win-Win となる結果を得るためには次の事項が重要です。

協議に先立って、次の事項について制度所管課からご説明いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。これらの事項が守られ、建設的な協議となるよう、制度所管課が協議の場に同席いたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

互いの尊重・相互理解

互いの組織等のルールや状況、立場、得手・不得手等があることを、互いに理解し、認め合った上で、互いに歩み寄る姿勢を持つように意識してください。

- 提案者は、「具体的に、実現（達成）したいことは何か」を意識してください
- 市職員は、「どうすれば提案を実現できるか、どこまで実現できるか」を意識してください

例えば、提案者は、実際の課題を抱える人々に直に接しており（あるいはその当事者であり）、強い想いと使命感を持って提案をされています。
一方で、市職員にとって、公金の使い道に関する理由や有効性等についての説明責任は重く、意思決定のプロセスも複雑なため、提案を実現するために越えるべきハードルは少なくありません。

対等な関係と率直な意見交換

協働して何かを成し遂げる上では、互いが対等な関係であるとともに、適切で良好なパートナーシップを築くことが必要です。これは、採択後に事業や取組の目標を達成できるかを大きく左右します。

- お互いに率直な意見交換を行うようにしてください。
- 提案者は、自らの貴重な経験や想いを市に伝えるとともに、市職員を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください
- 市職員は、相手の課題認識を真摯に受け止めるとともに、提案内容や効果の見込み等について疑義があるときは、遠慮なく確認を求めてください。また、提案者を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください

提案者は地域や社会の課題に直接向き合い、市の知らない現状を知っていることが多くありますが、市も使命感を持って取り組んでいます。
市は経費等を支出しますが、だからといって優位な立場にあるわけではありません。
お互いがお互いの役割と責任を果たす中で現状があり、互いの持つ強みを生かし合いながら、現状をより良くしていくためにどうすれば良いかを考えるのがこの制度です。